

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 1 0
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 8 第 3 項・第 4 項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処 分 基 準：別紙 1 のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 （058－271－2424）
備 考：